

## 学校教育部

<p><b>学事課</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童生徒の就学及び転退学に関する事。</li> <li>(2) 育英奨学に関する事。</li> <li>(3) 小学校、中学校及び義務教育学校の要保護児童生徒等の教育費補助に関する事。</li> <li>(4) 通学区域に関する事。</li> <li>(5) 無償教科書に関する事。</li> <li>(6) 諸統計に関する事。</li> <li>(7) 学校（市立幼稚園を除く。）の管理及び運営に関する事。</li> <li>(8) 県費教職員の人事給与に関する事。</li> <li>(9) 教職員の研修に関する事（市立幼稚園に関するものを除く。）。</li> <li>(10) 教職員のサービスの監督に関する事（市立幼稚園に関するものを除く。）。</li> <li>(11) 学校（市立幼稚園に関するものを除く。）の学級編制に関する事。</li> <li>(12) 教員の免許に関する事。</li> <li>(13) 福山市研修センターに関する事。</li> <li>(14) 教育施策の企画立案に関する事。</li> <li>(15) 部及び課の庶務に関する事。</li> </ul>
<p><b>学びづくり課</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育課程の指導に関する事（市立幼稚園に関するものを除く。）。</li> <li>(2) 教科指導、生徒指導、教育相談及び進路指導に関する事。</li> <li>(3) 教科用図書採択に関する事。</li> <li>(4) 教育団体に関する事（市立幼稚園に関するものを除く。）。</li> <li>(5) 学校行事に関する事（市立幼稚園に関するものを除く。）。</li> <li>(6) 学力調査に関する事。</li> <li>(7) 学校体育に関する事。</li> <li>(8) 交通・学校安全教育に関する事（市立幼稚園に関するものを除く。）。</li> <li>(9) 特別支援教育に関する事。</li> <li>(10) 人権教育の指導、研究推進及び総合調整に関する事（市立幼稚園に関するものを除く。）。</li> <li>(11) 人権教育相談に関する事（市立幼稚園に関するものを除く。）。</li> <li>(12) 関係機関及び諸団体との連絡調整及び指導助言に関する事（ネウボラ推進部保育指導課において所管するものを除く。）。</li> <li>(13) 中高一貫教育の推進に関する事。</li> <li>(14) その他学校教育指導に関する事（市立幼稚園に関するものを除く。）。</li> <li>(15) 課の庶務に関する事。</li> </ul>
<p><b>学校保健課</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の保健衛生の計画及び管理に関する事（他課において所管するものを除く。）。</li> <li>(2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</li> <li>(3) 保健主事に関する事。</li> <li>(4) 保健関係団体に関する事。</li> <li>(5) 交通安全及び学校安全に関する事（市立幼稚園に関するものを除く。）。</li> <li>(6) 学校の環境衛生に関する事（市立幼稚園に関するものを除く。）。</li> <li>(7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事（市立幼稚園</li> </ul>

	<p>に関するものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(8) 学校給食の指導に関すること。</li><li>(9) 学校給食の献立に関すること。</li><li>(10) 学校給食会その他関係団体に関すること。</li><li>(11) 福山市沼隈給食センターに関すること。</li><li>(12) 福山市新市給食センターに関すること。</li><li>(13) 課の庶務に関すること。</li></ul>
--	--